平成２２年（フ）第１３９号
岐阜県多治見市西坂町２丁目133番地、従前の住所岐阜県多治見市若松町２丁目18番地の１　ファミール若松202
債務者　古川佐代子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１４５号
岐阜県多治見市平井町４丁目３番地の１　フォーブル小泉201
債務者　伊藤　淳司
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１４７号
岐阜県瑞浪市土岐町3568番地の１
債務者　木村　亮介
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５８号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ113
債務者　佐久間明洋
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５９号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ113
債務者　佐久間冨美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２５６４号
名古屋市南区白雲町115番地の１　ハイツ白雲405号
債務者　宮本いずみ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８９号
愛知県津島市老松町104番地１　県営津島住宅３棟506
債務者　寺村　広美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
京都府船井郡京丹波町須知上中森６番地１　マンション杉16号
債務者　山下　昭彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
京都府綾部市井倉新町北大橋15番地の１　雇用促進住宅１棟501号
債務者　鍵山久美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
京都府福知山市字下新22番地の１
債務者　公手　克哉
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１０２８号
堺市北区北花田町３丁40―２　八八マンション303、住民票上の住所堺市中区土塔町457番地30
債務者　小西　信一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５３号
大阪府河内長野市向野町119番地の４
債務者　中村　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２４１号
堺市東区白鷺町３丁17番16―102号
債務者　中山　真一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２６８号
堺市東区日置荘西町３丁29番３―202号
債務者　福嶋　洋介
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７９号
堺市東区日置荘北町３丁５番27号
債務者　楠瀬斗希夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９１号
大阪府柏原市玉手町25番17―425号
債務者　吉川　猛志
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９５号
大阪府柏原市国分西２丁目６番28号
債務者　野島　英則
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係